

お客さま各位

ひまわり信用金庫

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、令和4年11月に電子交換所を設立し、全国各地の手形交換所で行ってきた手形・小切手の交換方法を電子化します。これに伴い、当金庫は、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定日以前に当座勘定をご契約いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 対象となる当座勘定規定

- (1) 当座勘定規定(一般用)
- (2) 当座勘定規定(専用約束手形口用)

2. 主な改定内容(詳細は、別添「[新旧対照表](#)」をご覧ください。)

- (1) 当座勘定規定
 - ① 振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
 - ② イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
 - ③ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱い廃止(※)に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除(※)廃止日は電子交換所の交換決済開始日である令和4年11月4日(金)
- (2) 手形用法・小切手用法
 - ① 電子交換所システムの仕様(「,」(カンマ)がない場合は金額チェックでエラーになる。)を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
 - ② 電子交換所システムの仕様(JIS 第一水準・第二水準以外の文字は使用不可)を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
 - ③ 金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句、手形・小切手番号欄)の追加

3. 改定日

令和4年11月4日(金)

(※)改定後の規定は、改定日以降に「預金規定」ページに掲載します。

以上